

# 宿泊・休憩利用券

利用者住所

鹿児島郡十島村 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 歳)

1. 生年月日 T・S・H・R 年 月 日

2. 利用日数

※ 宿泊の場合 ○印、休憩の場合 △印を付けてください。

【該当区分に○】

一般の者	
75歳以上の者、または中学生 ※ただし、生年月日に応じて補助対象とする (裏面対象者参照)	
小学生以下の者	

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
宿泊																
休憩																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
宿泊																
休憩																

3. 用務 : ( 私用 ・ 病院 ・ 冠婚葬祭 ・ その他 ( \_\_\_\_\_ ) )

村補助額	75歳以上の者、 または中学生 ※ただし、生年月日に応じて補助対象とする	宿泊	1,000円 ※小学生以下は利用料金から1,200円を差し引いた額 (ただし、上限3,000円)
		休憩	利用料金から1,400円を差し引いた額。 ※小学生以下は利用料金から300円を差し引いた額 (ただし、上限1,800円)
その他の利用者		宿泊	400円
		休憩	1,400円

※予約時に「休憩できる施設であるか」「この料金負担で休憩できる時間帯」を確認してください。

上記の者が宿泊・休憩利用券を使用することを認める。

年 月 日

発行者 住所 鹿児島市泉町14番15号  
 氏名 十島村長 肥後正司  
 (公印省略)

(裏面に続く)

- (注) 1. ご利用は、十島村と協定を締結している宿泊施設に限ります。事前に「十島村の利用券」を利用することを伝え、サービスの内容及び利用料金を確認してください。また、宿泊に引続き、定期船の出港までの休憩を希望される方は、宿泊の予約をするときに申し出てください。
2. 素泊まりまたは休憩以外のサービスは、利用者のご負担となります。
3. 次の各号に該当する場合、この宿泊・休憩利用券を使用できません。
- ① 村税・産業資金、住宅資金等に滞納のある方
- ② 村やその他企業等から出張旅費を支給され、鹿児島に滞在される方
- ③ 対価を得るためなどの目的で中長期におよび利用される方
- ④ 前号までのほか、利用させることが適当でない」と村長が認める者
4. 本制度を利用して長期又は頻繁に宿泊等をされる場合、並びに利用の状況に疑義がある場合は、村長の承認が必要となることがありますので、このようなときは調査に応じなければならないものとします。なお、この調査に応じない場合や本制度を悪用した場合は、本制度及び村負担を停止のうえ、当該費用を返納していただきますのでご了承ください。
5. 利用にあたっては十島村滞在費用助成事業実施要綱を遵守すること。

【対象者】 75歳未満の利用者で補助対象となる年齢

生年月日	補助対象となる年齢
昭和25年4月1日以前	補助対象に該当済み
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日まで	73歳より該当
昭和26年4月2月から昭和27年4月1日まで	74歳より該当
昭和27年4月2日以後	75歳より該当